

---

---

# 平成 13年 社会福祉施設等調査の概況

## 目 次

調 査 の 概 要 .....	1 頁
結 果 の 概 要	
1 全国の社会福祉施設等の状況	
(1) 施設数 .....	3
(2) 定員・在所要者数 .....	4
(3) 従事者数 .....	5
2 保育所の状況	
(1) 施設数・定員・在所要児数 .....	7
(2) 在所要率 .....	8
(3) 開所要時刻・閉所要時刻 .....	9
(4) 延長保育 .....	10
3 児童福祉施設（保育所を除く）の状況 .....	11
4 老人ホームの状況 .....	12
5 障害児（者）関係施設の状況 .....	13
統 計 表 .....	14

平成 13 年社会福祉施設等調査の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 調査の対象及び客体

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等(90種類)を対象とし、その全数(休止中を含む。)を客体とした。

従事者票：次ページに掲げる施設のうち、保育所10分の1、その他の施設は全数を対象とし、その施設の直接処遇職員等(専任の者。ただし、施設長は兼任を含む。)を客体とした。

## 3 調査の時期

平成13年10月1日

## 4 調査事項

施設票：施設の種類、設置・経営主体、定員、在所者数、従事者数等

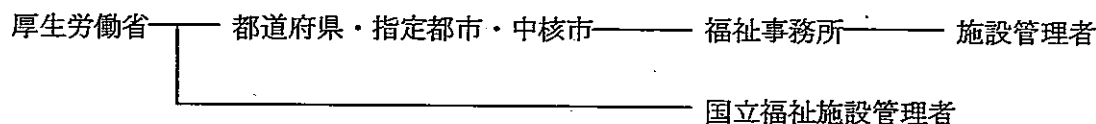
従事者票：従事者の職種、経験年数、労働時間、勤務形態、研修の参加状況等

## 5 調査の方法

(1) 施設票は、福祉事務所を通じて全施設に調査票を配付し、施設管理者が調査票を記入した。

(2) 従事者票は、福祉事務所を通じてあらかじめ指定された施設に調査票を配付し、施設管理者が従事している直接処遇職員等(専任の者。ただし、施設長は兼任を含む。)について調査票を記入した。

## 6 調査の系統



## 7 結果の集計

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

## 8 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

計数がない	—	比率が微小(0.05未満)	0.0
計数不明又は計数を表章することが不相当	...	減少数又は減少率	△
統計項目がありえない	.		

(2) 活動中の施設について集計した。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

(4) 特別養護老人ホーム、老人日帰り介護施設、老人短期入所施設について、平成12年以降は「介護サービス施設・事業所調査」により介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護として把握した数値を掲載している。なお、「老人日帰り介護施設」、「老人短期入所施設」は平成11年以前では「社会福祉法第2条」の第2種社会福祉事業を行う施設であり、平成12年以降は介護保険法で「通所介護」、「短期入所生活介護」の指定を受けた事業所として把握した数値である。



# 結果の概要

## 1 全国の社会福祉施設等の状況

### (1) 施設数

平成13年10月1日現在における全国の社会福祉施設等の総数は79,140施設で、前年に比べ3,265施設(4.3%)増加している。

前年に比べ増加した施設は、「老人福祉施設」2,394施設(8.4%)、「知的障害者援護施設」362施設(12.1%)、「精神障害者社会復帰施設」336施設(64.5%)等となっている。(表1、図1、統計表第2表)

表1 施設の種別別にみた施設数の年次推移

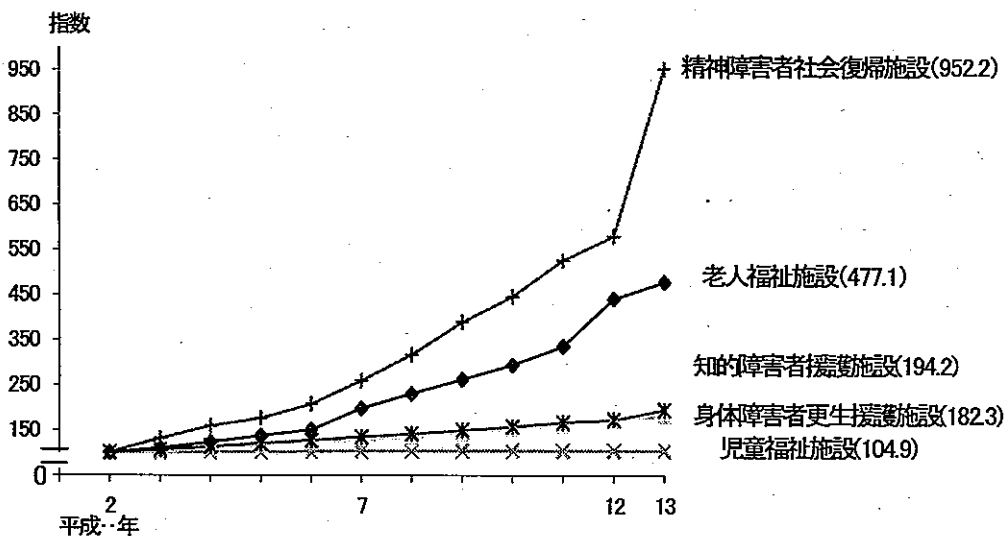
	各年10月1日現在							対前年	
	平成2年 (1990)	7 (1995)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	増減数	増減率(%)
施設数	51 006	58 786	63 550	65 845	68 856	75 875	79 140	3 265	4.3
保護施設	351	340	339	336	335	296	295	△ 1	△ 0.3
老人福祉施設 1)	6 506	12 904	17 036	19 106	21 820	28 643	31 037	2 394	8.4
身体障害者更生援護施設	1 033	1 321	1 488	1 577	1 668	1 766	1 883	117	6.6
婦人保護施設	53	52	52	52	51	50	50	0	0.0
児童福祉施設	10 473	10 743	10 856	10 871	10 891	10 890	10 986	96	0.9
保育所	22 703	22 488	22 387	22 327	22 275	22 199	22 231	32	0.1
知的障害者援護施設	1 732	2 332	2 590	2 726	2 884	3 002	3 364	362	12.1
母子福祉施設	92	92	95	93	91	90	89	△ 1	△ 1.1
精神障害者社会復帰施設	90	233	350	401	473	521	857	336	64.5
その他の社会福祉施設等	7 973	8 281	8 357	8 356	8 368	8 418	8 348	△ 70	△ 0.8
指数 (2年=100)	100.0	115.3	124.6	129.1	135.0	148.8	155.2	-	-
保護施設	100.0	96.9	96.6	95.7	95.4	84.3	84.0	-	-
老人福祉施設	100.0	198.3	261.9	293.7	335.4	440.3	477.1	-	-
身体障害者更生援護施設	100.0	127.9	144.0	152.7	161.5	171.0	182.3	-	-
婦人保護施設	100.0	98.1	98.1	98.1	96.2	94.3	94.3	-	-
児童福祉施設	100.0	102.6	103.7	103.8	104.0	104.0	104.9	-	-
保育所	100.0	99.1	98.6	98.3	98.1	97.8	97.9	-	-
知的障害者援護施設	100.0	134.6	149.5	157.4	166.5	173.3	194.2	-	-
母子福祉施設	100.0	100.0	103.3	101.1	98.9	97.8	96.7	-	-
精神障害者社会復帰施設	100.0	258.9	388.9	445.6	525.6	578.9	952.2	-	-
その他の社会福祉施設等	100.0	103.9	104.8	104.8	105.0	105.6	104.7	-	-

注：児童福祉施設には保育所を含まない。

1) 平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設、通所介護及び短期入所生活介護として把握した数値を含む。

図1 主な施設の種別別にみた施設数の指数の年次推移 (平成2年=100)

各年10月1日現在



注：精神障害者社会復帰施設については、平成13年に「精神障害者小規模通所授産施設」(30施設)、「精神障害者地域生活支援センター」(243施設)が新たに調査対象施設となり、それを除くと579施設であり、指数は643.3である。

(2) 定員・在所者数

定員は2,876,317人で、前年に比べ50,288人(1.8%)増加している。前年に比べ増加した施設は、「老人福祉施設」23,643人(4.9%)、「保育所」13,426人(0.7%)、「知的障害者援護施設」6,983人(4.5%)等であり、減少した施設は、「児童福祉施設」437人(0.5%)等となっている。

在所者数は2,754,691人で、前年に比べ75,977人(2.8%)増加している。前年に比べ増加した施設は、「保育所」45,832人(2.4%)、「老人福祉施設」18,696人(4.5%)、「知的障害者援護施設」6,427人(4.3%)等となっている。(表2、統計表第3・4表)

表2 施設の種別別にみた定員・在所者数・在所率の年次推移

	各年10月1日現在							対前年	
	平成2年 (1990)	7 (1995)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	増減数	増減率(%)
総 数	2 566 963	2 616 728	2 670 488	2 698 352	2 735 631	2 826 029	2 876 317	50 288	1.8
保護施設 1)	22 287	21 780	21 650	21 639	21 622	19 881	20 052	171	0.9
老人福祉施設 3)	246 881	316 420	361 395	383 004	408 280	481 607	505 250	23 643	4.9
身体障害者更生援護施設	38 965	45 509	48 545	50 151	51 368	52 780	54 434	1 654	3.1
婦人保護施設	1 752	1 744	1 594	1 604	1 599	1 578	1 568	△ 10	△ 0.6
児童福祉施設 1)	95 522	91 662	90 083	89 707	88 685	87 715	87 278	△ 437	△ 0.5
保育所	1 979 459	1 922 835	1 915 599	1 914 712	1 919 575	1 925 641	1 939 067	13 426	0.7
知的障害者援護施設	93 719	123 022	135 470	141 369	147 694	153 885	160 868	6 983	4.5
精神障害者社会復帰施設	1 588	4 286	6 728	7 748	9 117	10 200	12 001	1 801	17.7
その他の社会福祉施設等 1)	86 790	89 470	89 424	88 418	87 691	92 742	95 799	3 057	3.3
総 数	2 247 116	2 298 562	2 419 327	2 497 360	2 585 236	2 678 714	2 754 691	75 977	2.8
保護施設 2)	21 519	21 217	21 609	21 747	21 621	19 891	20 009	118	0.6
老人福祉施設 4)	241 931	307 912	351 518	372 025	396 338	416 176	434 872	18 696	4.5
身体障害者更生援護施設	34 889	41 484	44 532	45 713	47 343	48 905	50 156	1 251	2.6
婦人保護施設	754	771	721	727	715	722	698	△ 24	△ 3.3
児童福祉施設 2)	74 175	70 276	71 103	71 205	71 401	72 909	72 631	△ 278	△ 0.4
保育所	1 723 775	1 678 866	1 738 802	1 789 599	1 844 244	1 904 067	1 949 899	45 832	2.4
知的障害者援護施設	91 534	120 025	132 556	137 830	144 143	150 873	157 300	6 427	4.3
精神障害者社会復帰施設	1 123	3 259	5 227	6 236	7 374	8 640	10 525	1 885	21.8
その他の社会福祉施設等 2)	57 416	54 752	53 259	52 278	52 057	56 531	58 601	2 070	3.7
総 数	87.6	87.8	90.6	92.6	94.5	96.7	97.7	.	.
保護施設	96.6	97.4	99.8	100.5	100.0	100.1	99.8	.	.
老人福祉施設	98.0	97.3	97.3	97.1	97.1	97.4	97.1	.	.
身体障害者更生援護施設	91.1	92.5	93.0	92.4	93.3	93.8	93.2	.	.
婦人保護施設	43.0	44.2	45.2	45.3	44.7	45.8	44.5	.	.
児童福祉施設	77.7	76.7	78.9	79.4	80.5	83.1	83.2	.	.
保育所	87.1	87.3	90.8	93.5	96.1	98.9	100.6	.	.
知的障害者援護施設	97.7	97.6	97.8	97.5	97.6	98.0	97.8	.	.
精神障害者社会復帰施設	70.7	76.0	77.7	80.5	80.9	84.7	87.7	.	.
その他の社会福祉施設等	66.6	61.6	59.9	59.5	59.8	61.3	61.5	.	.

注: 児童福祉施設には保育所を含まない。

在所率=在所者数÷定員×100(在所率の計算は障害者更生センター、盲人ホームを除き、さらに平成12年以降は短期入所生活介護を除いた。)

- 1) 定員の保護施設には医療保護施設を、児童福祉施設には助産施設、母子生活支援施設を、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設を含まない。
- 2) 在所者数には保護施設の医療保護施設、児童福祉施設の母子生活支援施設、その他の社会福祉施設等の無料低額診療施設は含まない。
- 3) 平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において、介護老人福祉施設、短期入所生活介護として把握した施設を含む。
- 4) 平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において、介護老人福祉施設として把握した数値を含むが、短期入所生活介護は含まない。

(3) 従事者数

従事者数は1,068,281人となっている。従事者の多い施設は、「保育所」428,693人、「老人福祉施設」383,271人等となっている。(表3、統計表第5表)

表3 施設の種別別にみた従事者数の年次推移

(単位：人)

	各年10月1日現在						
	平成2年 (1990)	7 (1995)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
総数	617 859	763 465	827 189	881 861	936 058	1 061 366	1 068 281
保護施設 1)	6 279	6 517	6 394	6 665	6 761	6 408	6 461
老人福祉施設 2) 3)	124 301	204 932	246 918	274 473	305 878	410 972	383 271
身体障害者更生援護施設	23 396	29 616	31 845	34 195	36 000	38 166	39 723
婦人保護施設	564	608	586	634	590	569	611
児童福祉施設 1)	78 038	80 364	79 719	82 349	83 745	84 030	86 282
保育所	315 408	350 927	364 854	380 741	396 019	409 270	428 693
知的障害者援護施設	42 151	57 425	61 901	66 343	69 630	71 732	76 828
母子福祉施設	543	584	565	596	560	537	511
精神障害者社会復帰施設	547	1 343	2 063	2 448	2 913	3 365	5 354
その他の社会福祉施設等 1)	26 632	31 149	32 344	33 417	33 962	36 317	40 547

注：児童福祉施設には保育所を含まない。

1) 保護施設には医療保護施設を、児童福祉施設には助産施設を、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設を含まない。

2) 平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において、介護老人福祉施設、短期入所生活介護として把握した数値を含む。

3) 平成12年以降は、老人福祉施設の介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護の従事者数は常勤換算数であり、小数点第1位を四捨五入している。

なお、平成12年の短期入所生活介護は空床利用型の従事者を含むが、平成13年は含まない。

主な施設における専任の直接処遇職員（入所者に直接関わる介護職員(寮母)、生活指導員、保育士等の職員のことをいう。）について、従事者の多い職種を年齢階級別に構成割合をみると、養護老人ホーム（一般）の「介護職員(寮母)」は、「50～59歳」で34.2%となっている。

身体障害者療護施設の「介護職員(寮母)」は、「29歳以下」で48.4%となっている。

保育所の「保育士」は、「29歳以下」で42.9%となっている。

児童養護施設の「保育士」、「児童指導員」は、「29歳以下」で54.3%、47.0%となっている。

知的障害者更生施設（入所）の「生活指導員」は、「29歳以下」で38.8%となっている。(表4)

表4 主な職種・年齢階級別にみた従事者数の構成割合

(単位：%)

	平成13年							平成9年
	総数	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	平均年齢 (歳)	平均年齢 (歳)
養護老人ホーム(一般)								
生活指導員	100.0	11.8	18.5	29.7	35.4	4.6	45.3	.
看護師 1)	100.0	4.8	13.5	33.2	43.2	5.1	48.0	.
介護職員(寮母)	100.0	21.9	15.5	24.0	34.2	4.3	43.3	.
介助員	100.0	15.6	12.9	21.3	36.4	13.5	46.5	.
身体障害者療護施設								
生活指導員	100.0	21.5	29.4	29.7	18.1	1.3	39.9	38.8
看護師 1)	100.0	8.4	23.9	39.4	26.1	2.1	44.0	43.0
介護職員(寮母)	100.0	48.4	18.3	17.9	14.3	1.0	34.9	35.4
介助員	100.0	29.0	16.8	19.4	29.0	5.8	41.6	40.9
保育所								
保育士	100.0	42.9	20.9	27.1	8.3	0.6	34.9	34.4
児童養護施設								
児童指導員	100.0	47.0	23.8	17.5	9.6	2.0	34.6	35.4
保育士	100.0	54.3	17.9	15.8	10.2	1.8	33.3	32.3
知的障害者更生施設(入所)								
生活指導員	100.0	38.8	24.0	23.9	12.4	0.8	36.2	35.3
職業指導員	100.0	33.3	22.4	24.9	16.7	2.5	38.3	38.9
作業指導員	100.0	41.7	22.5	19.4	13.5	2.7	36.1	35.3
看護師 1)	100.0	7.0	21.6	40.5	26.9	3.9	44.8	43.7
介護職員(寮母)	100.0	29.2	17.7	31.8	17.7	3.5	39.7	37.3
介助員	100.0	33.0	16.5	20.8	21.1	8.4	40.2	38.9

注：年齢階級総数には年齢階級不詳を含む。

1) 平成14年3月に「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律」が施行されたため、改正後の名称で表章している。

主な施設における専任の直接処遇職員について、従事者の多い職種を勤続年数別に構成割合をみると、養護老人ホーム（一般）の「介護職員(寮母)」は、「5～10年」で22.5%となっている。

身体障害者療護施設の「介護職員(寮母)」は、「1～3年」で24.7%となっている。

保育所の「保育士」は、「20年以上」で22.6%となっている。

児童養護施設の「保育士」、「児童指導員」は、「1～3年」で21.8%、21.3%となっている。

知的障害者更生施設（入所）の「生活指導員」は、「5～10年」で21.1%となっている。（表5）

表5 主な職種・勤続年数別にみた従事者数の構成割合  
(単位：%) 各年10月1日現在

	平成13年								平成9年	
	総数	1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20年以上	平均勤続年数(年)	平均勤続年数(年)
養護老人ホーム（一般）										
生活指導員	100.0	11.0	18.6	10.8	15.7	10.8	8.2	24.8	11.5	-
看護師 1)	100.0	12.4	16.6	11.7	17.8	13.3	9.8	18.1	10.2	-
介護職員(寮母)	100.0	11.8	16.2	12.9	22.5	12.4	8.3	15.6	9.4	-
介助員	100.0	14.6	22.4	15.9	23.2	9.4	8.1	5.7	6.8	-
身体障害者療護施設										
生活指導員	100.0	9.2	16.5	12.5	21.6	12.0	10.8	17.2	10.0	9.0
看護師 1)	100.0	18.8	22.1	16.5	17.2	11.7	6.6	6.8	6.6	7.0
介護職員(寮母)	100.0	16.7	24.7	17.3	20.9	9.2	5.2	5.8	6.1	6.2
介助員	100.0	25.2	20.6	14.2	20.0	8.1	7.0	4.3	5.9	5.6
保育所										
保育士	100.0	16.1	18.0	11.9	16.6	8.5	6.0	22.6	9.9	9.8
児童養護施設										
児童指導員	100.0	17.1	21.3	13.8	18.6	9.8	5.5	13.6	8.1	8.7
保育士	100.0	15.8	21.8	14.7	19.8	8.6	5.5	13.6	8.2	7.7
知的障害者更生施設（入所）										
生活指導員	100.0	12.0	19.3	13.5	21.1	11.7	6.9	15.2	9.0	8.1
職業指導員	100.0	13.3	17.3	11.2	21.7	10.5	10.3	15.8	9.5	10.2
作業指導員	100.0	15.4	22.5	14.7	20.7	10.3	6.4	9.9	7.4	7.1
看護師 1)	100.0	14.4	22.1	11.3	19.5	14.6	8.0	9.9	8.0	7.4
介護職員(寮母)	100.0	11.9	14.4	14.8	12.4	12.1	11.4	22.7	11.0	12.1
介助員	100.0	25.4	28.3	11.8	18.5	7.0	3.8	4.9	5.1	5.2

注：勤続年数総数には勤続年数不詳を含む。

1) 平成14年3月に「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律」が施行されたため、改正後の名称で表章している。

主な施設における専任の直接処遇職員について、従事者の多い職種を職歴（当該施設に勤務する直前）別に構成割合をみると、養護老人ホーム（一般）の「介護職員(寮母)」は、「就労経験あり」の中で「民間企業」が35.8%となっている。

身体障害者療護施設の「介護職員(寮母)」は、「就労経験あり」の中で「民間企業」が42.8%となっている。

保育所の「保育士」は、「就労経験なし(学生等)」が55.7%となっている。

児童養護施設の「保育士」、「児童指導員」は、「就労経験なし(学生等)」が58.8%、53.1%となっている。

知的障害者更生施設（入所）の「生活指導員」は、「就労経験あり」の中で「民間企業」が28.7%となっている。（表6）

表6 主な職種・職歴別にみた従事者数の構成割合  
(単位：%) 平成13年10月1日現在

	総数	就労経験あり							就労経験なし(学生等)
		総数	他の社会福祉施設(同一法人)	他の社会福祉施設(他法人)	病院・診療所	国・地方公共団体	民間企業	その他	
養護老人ホーム（一般）									
生活指導員	100.0	78.1(100.0)	(20.8)	(9.7)	(3.9)	(22.1)	(21.4)	(22.1)	21.5
看護師 1)	100.0	90.0(100.0)	(10.8)	(5.8)	(65.4)	(7.0)	(2.8)	(8.1)	9.5
介護職員(寮母)	100.0	67.9(100.0)	(18.8)	(11.8)	(7.3)	(7.4)	(35.8)	(18.8)	31.1
介助員	100.0	73.9(100.0)	(8.4)	(6.9)	(6.6)	(6.6)	(46.4)	(25.2)	24.8
身体障害者療護施設									
生活指導員	100.0	67.1(100.0)	(31.1)	(20.4)	(2.9)	(5.4)	(28.2)	(12.0)	32.2
看護師 1)	100.0	86.4(100.0)	(11.1)	(5.7)	(73.6)	(2.7)	(3.9)	(3.1)	12.8
介護職員(寮母)	100.0	54.0(100.0)	(20.5)	(16.1)	(6.3)	(3.2)	(42.8)	(11.0)	45.4
介助員	100.0	70.1(100.0)	(9.5)	(10.3)	(6.2)	(2.5)	(57.0)	(14.5)	27.8
保育所									
保育士	100.0	42.7(100.0)	(18.3)	(31.3)	(1.5)	(11.1)	(16.8)	(20.9)	55.7
児童養護施設									
児童指導員	100.0	46.3(100.0)	(15.2)	(18.8)	(2.3)	(11.2)	(31.7)	(20.7)	53.1
保育士	100.0	39.9(100.0)	(15.7)	(32.3)	(2.2)	(13.2)	(19.5)	(17.2)	58.8
知的障害者更生施設（入所）									
生活指導員	100.0	55.1(100.0)	(27.1)	(20.2)	(2.5)	(7.4)	(28.7)	(14.1)	43.8
職業指導員	100.0	60.6(100.0)	(7.5)	(14.1)	(1.6)	(9.1)	(55.2)	(12.5)	38.8
作業指導員	100.0	60.3(100.0)	(23.6)	(13.2)	(2.7)	(5.4)	(43.4)	(11.8)	38.7
看護師 1)	100.0	88.6(100.0)	(11.0)	(7.3)	(69.0)	(3.9)	(4.4)	(4.4)	10.8
介護職員(寮母)	100.0	63.3(100.0)	(15.2)	(9.7)	(2.1)	(35.3)	(28.0)	(9.7)	35.5
介助員	100.0	68.2(100.0)	(11.5)	(10.4)	(5.3)	(5.1)	(52.3)	(15.5)	30.9

注：職歴総数には職歴不詳を含む。

1) 平成14年3月に「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律」が施行されたため、改正後の名称で表章している。